

# 特殊詐欺に気をつけて～大切な財産を守りましょう!!～

令和4年における、道内の特殊詐欺の認知件数は、認知件数206件、被害額は約7億9,008万円でした。(認知件数、被害総額は、北海道警察本部ホームページから抜粋)

特殊詐欺とは、不特定多数の人を、通信手段(電話やメール)などを利用し、金品をだまし取る詐欺行為で、特に高齢者(65歳以上)の方々の被害が、8割を占めていると言われています。



これは、高齢者の「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安に対し、悪徳業者が言葉巧みにあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っているためと考えられています。

また、高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪問販売による被害にあいやすいことも特徴です。

## ◆被害件数が多い特殊詐欺の種類

### ①架空料金請求詐欺

～未払いの料金があるなど架空の事実を口実として金銭などをだまし取る詐欺

### ②オレオレ詐欺

～親族、警察官、弁護士などを装い、親族が起こした事件、事故に対する示談金などを名目に金銭などをだまし取る詐欺

### ③還付金詐欺

～税金還付などに必要な手続きを装って、被害者にATMを操作させ、口座間送金により悪徳業者の口座に振り込みさせる詐欺

## ◆被害に遭わないための・笑顔を守るための合言葉



さ	誘い文句にのらないで
い	家の戸、財布にしっかり鍵をかけて
ふ	不審な人に注意して
を	お断り上手になりましょう
ま	まずは、家族や消費者ホットライン(188)に連絡して
も	もしものときに備えて、成年後見制度利用の検討を
る	留守番、一人暮らしもこれで安心

地域包括支援センターは、65歳以上の高齢者の総合相談窓口であり、高齢者の人権、財産を守る権利擁護事業も役割の一つとなっています。

その他、消費者トラブルに巻き込まれた場合、契約する前に分からないこと、不安なことがある場合は、消費者ホットライン(188)に連絡すると、平日の日中は、豊浦町消費者被害防止ネットワーク(水産商工観光課内)の消費生活相談窓口につながります。また、休日は北海道消費生活センターにつながりますので、ご利用ください。

(地域包括支援センター ☎ 82-3845)